

港則法第39条第1項の規定により、次のとおり船舶の航行等を制限するので、同条第2項の規定により公示する。

令和4年3月2日

阪 神 港 長



阪神港大阪区大阪航路南西海域における航行制限について(期間延長)

阪神港大阪区において新島建設等工事に伴い、大阪航路南西海域において同航路入出航船舶と南港入出航船舶との合流部付近を整流し、船舶交通の安全を図るため、下記のとおり区域(以下、「航行制限区域」という。)を設け、船舶の航行を制限する。

記

1 期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

2 航行制限区域

イ点からハ点までを順次に結んだ線と二点とホ点を結んだ線との間の海面  
(航行制限区域図参照)

基点 大阪南港北防波堤灯台(世界測地系 34-37-43.2N 135-23-47.6E)

イ点 基点から 324 度 20 分 07 秒 964 メートルの地点  
(赤色灯付浮標)

ロ点 基点から 300 度 57 分 36 秒 1,095 メートルの地点  
(大阪第二号灯浮標)

ハ点 基点から 254 度 34 分 32 秒 2,836 メートルの地点  
(大阪新島埋立区域南第四号灯浮標)

ニ点 基点から 322 度 29 分 28 秒 1,581 メートルの地点  
(緑色灯付浮標)

ホ点 基点から 264 度 15 分 11 秒 3,114 メートルの地点  
(緑色灯付浮標)

3 制限事項

(1) 航行制限区域に出入しようとする船舶は、航行制限区域内をその方向に沿って航行する総トン数 500 トンを超える船舶の進路を避けなければならない。

(2) 船舶は、航行制限区域内において、次の場合を除き、投錨し又は曳航している船舶を放してはならない。

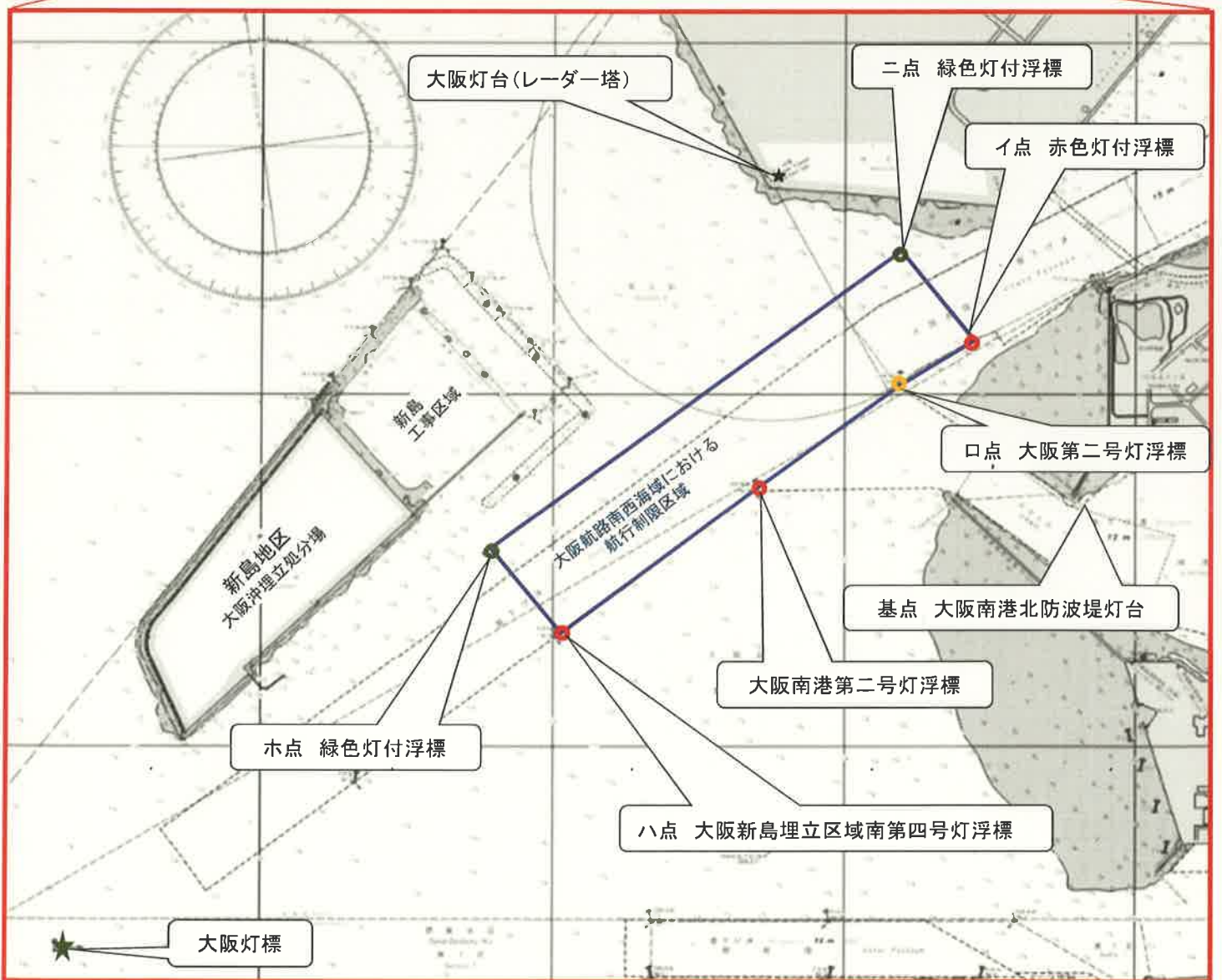
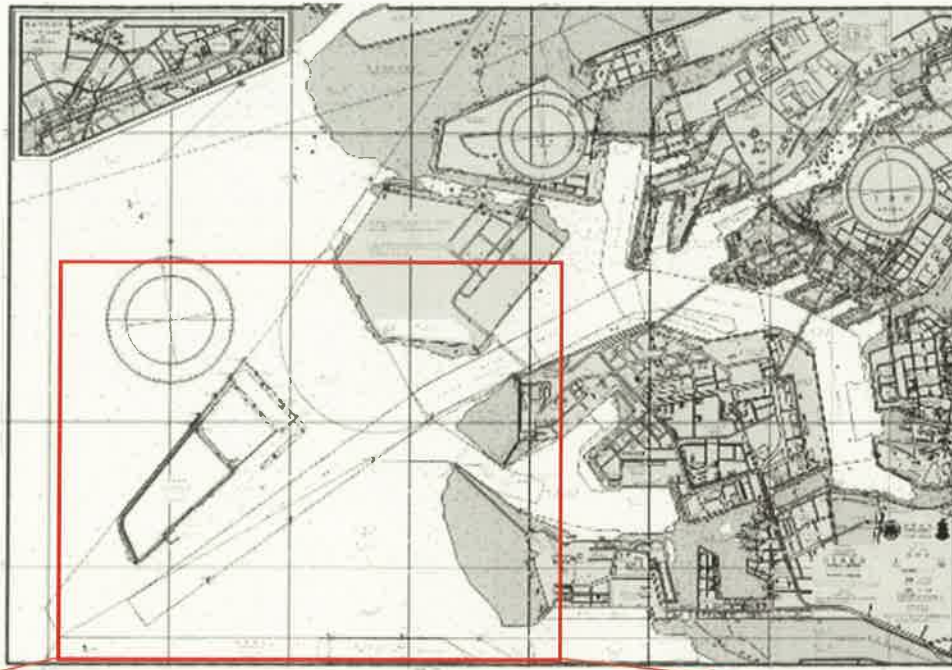
① 海難を避けようとするとき。

② 人命又は急迫した危険のある船舶の救助に従事するとき。

③ 港長の許可を受けたとき。

(3) 船舶は、航行制限区域内において、他の船舶と行き会うときは、できる限り右側を航行しなければならない。

# 航行制限区域図



本使用海図を航海の用に供しないこと。

港則法第39条第1項の規定により、次のとおり船舶の航泊を禁止するので、同条第2項の規定により公示する。

令和4年3月2日

阪 神 港 長



阪神港大阪区新島建設等工事にかかる航泊の禁止について（期間延長）

阪神港大阪区における新島建設等工事の実施に伴い、下記により船舶（当該工事作業に従事する船舶及び港長が許可した船舶を除く。）の航泊を禁止する。

記

1 期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

2 航泊禁止区域

次の各点を順次に結んだ線及び護岸に囲まれた海域（航泊禁止区域図参照）

基点 大阪灯台（世界測地系 34-38-36.6N 135-22-44.7E）

イ点 基点から 251度 32分 29秒 1,979メートルの地点（護岸上）  
(34-38-16.26N 135-21-30.98E)

ロ点 イ点から 350度 26分 04秒 76メートルの地点  
(34-38-18.67N 135-21-30.49E)

ハ点 ロ点から 38度 28分 04秒 263メートルの地点  
(34-38-25.37N 135-21-36.92E)

ニ点 ハ点から 137度 29分 25秒 995メートルの地点  
(34-38-01.59N 135-22-03.38E)

ホ点 ニ点から 227度 29分 39秒 250メートルの地点  
(34-37-56.11N 135-21-56.14E)

へ点 ホ点から 275度 28分 35秒 75メートルの地点（護岸上）  
(34-37-56.35N 135-21-53.23E)

3 標識

・航泊禁止区域を明示するため、航泊禁止区域図のとおり11基（海上7基、護岸上4基）の標識が設置されている。

海上の各標識にはレーダーリフレクターが装備され、同期点滅している。

4 その他

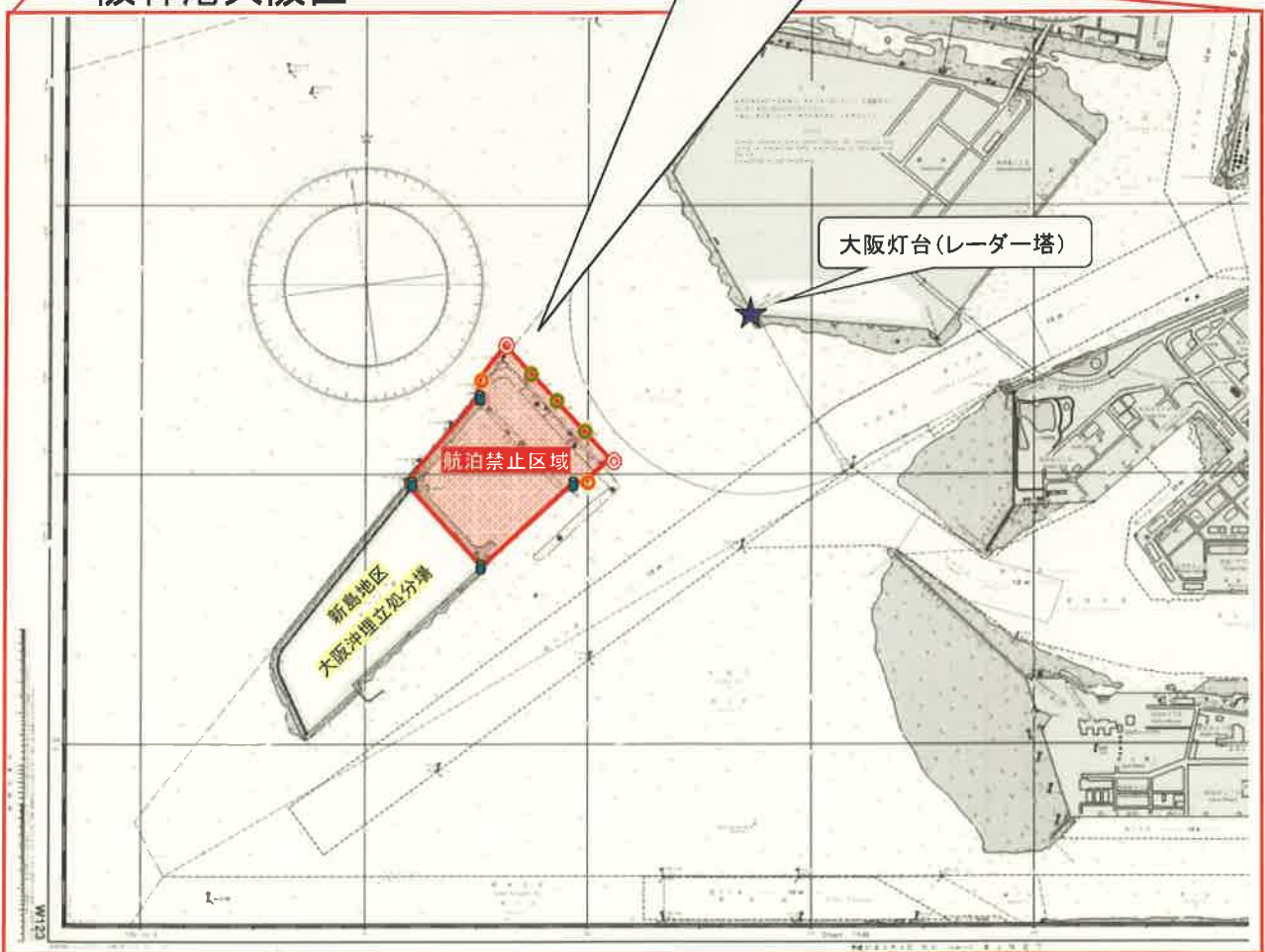
警戒船が2隻配備されている。



# 航泊禁止区域図



阪神港大阪区



## 凡例

- ⊙ 標識(塗色黄色 単閃黄光 毎3秒に1閃光 光達距離7.0海里)(2基 海上)
- 標識(塗色黄色 単閃黄光 毎3秒に1閃光 光達距離5.5海里)(2基 海上)
- 標識(塗色黄色 単閃黄光 毎3秒に1閃光 光達距離4.5海里)(3基 海上)
- 標識(塗色白色 単閃白光 毎3秒に1閃光 光達距離3.0海里)(4基 護岸上)

標識11基(海上7基 護岸上4基)

本使用海図を航海の用に供さないこと。